

大宜味村

農業委員会だより

耕作された元気な畑から村の未来が見えます。



平成27年9月1日(火)
編集・発行 大宜味村農業委員会
☎0980-44-3477

農業委員会 9月予定表

日(曜日)	内容
10日(木)	各種申請締切日
18日(金)	第13回執行部会
25日(金)	第13回農業委員総会

全国農業新聞

購読料：月額700円
年間購読8,400円
発行：毎週金曜日
申込み：農業委員会事務局



シークワサーのアンケートを実施



農地を相続したんだけど、どうしたらいいの？

農地・森林を相続したら！ 土地届け

相続したら「土地届け」。届け出、土地活用の意思表示、登記の3つをおねがいします。



届け出

法律の改正により、農地・森林を相続された方は、届け出ることが新たに義務づけられました。

土地を相続した場合、従来より固定資産税の名義変更のための届け出(代表者指定届など)が必要でしたが、これに加えて、農地については平成21年12月以降、森林については平成24年4月以降、届け出が義務づけられました。

なお、農地・森林の届出をしない場合は、罰則(10万円以下の過料)を科せられることもあります。



土地活用の 意思表示

誰かに売りたい、管理を任せたいという意思のある方は、教えてください。

すぐに買い手や借りてが見つからない場合もありますが、今意思表示をしておくだけで、後々その機会が訪れるかもしれません。



登記

あなたのため、子孫のため、地域のために。相続登記をしてください。

・今利用していない土地でも、急に誰かに渡す必要がでてくるかもしれません。

・そんなときスムーズに、引き渡すことができます。

・将来、あなたの子供や孫に、トラブルなくキチンと土地を引き継ぐことができます。

(相続登記手続きとは、土地所有者の名義を変更することです。登記については、法務局に申請して下さい)

相続した土地のある市町村の 農地は 農業委員会 電話 0980-44-3477
森林は 農林担当 税は 財務課 に、届け出をおねがいします。

もしかしたら！？あなたも農地・森林を相続しているかも知れません。

気づかないうちに、農地や森林を相続している場合もあります。下で1つでも当てはまるものがあつた方は、相続財産に農地・森林が含まれている可能性があります。市町村から固定資産税の名寄せ帳を取り寄せるなどして、相続財産を確認してみてください。

□遺品のなかに、農地や森林の権利書や固定資産税の納付書はありませんか。

□亡くなった方やその先代が、農山村に住んでいませんでしたか。あるいは一時的に住んでいたことがありますか。(農地・森林を相続していることが多いです)

□相続財産のなかに、農山村の宅地が含まれていませんか。(亡くなった方が農地、山林を所有していた可能性が高いです)

□相続財産のなかに、農山村に位置する金融機関の預貯金がありませんか。(亡くなった方がJAバンクなど農林業向けの融資等を手がけている金融機関の通帳を持っていた場合農地、山林を所有していた可能性が高いです)

山崩れを直したくても
山の手入れをしたくても
畑や田んぼをやりたい人がいても
誰の土地か分からないと困っちゃう！



農地法

シリーズ No.6

農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようになしなればならない。

第二章 権利移動及び転用の制限等

第三条 農地又は採草放牧地の権利移動の制限
(農地又は採草放牧地の権利移動又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地権上、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃貸権若しくはその

第一章 総則(定義)

第二条の二
農地については所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようになしなればならない。

他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合に、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可(これらの権利を取得する者(政令で定める者を除く)がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可)を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

那覇空港国内線ターミナルのウエルカムホールで 青切りシークワサーのピーアール



大宜味村シークワサー産地振興協議会は8月23日(日)、青切りシークワサーの出荷最盛期に合わせて、大宜味村産のシークワサーをPRした。「搾ったシークワサーをアクセントにしたスルル(きびなご)や、人気の「シークワサージュース」、「シークワサー水」を各2,000個用意した。4回目の今年はキンビールマーケティング株式会社、株式会社ローソン沖縄もPRに参加した。キンビールからは9月1日から発売になるチューハイ「本搾り秋柑」と、野菜ジュース「世界一の九州・沖縄をつくろう。」の紹介と試飲を行った。



ローソンからは同日空港内店舗にて先行発売となった「シークワサーどらロール」が展示PRされ、購入先を問い合わせる来場者が多く見られた。シークワサーには近年注目されている機能性成分の「ノビレチン」が多く含まれている他、カルシウムの吸収を促進させる働きがあるクエン酸が多く含まれていることから魚料理との相性も良い。来場者からは「シークワサーの爽やかさがとても感じられる。ジュースは定番だが、揚げ物やシークワサー水などはお家でマネしたい」と、大宜味村産のシークワサーの味を認識したようだった。

第15期 第12回総会議題結果報告(平成27年8月25日開催)

議案番号	件名	件数	可・否
議案第29号	農地法第3条の規定による許可申請書について	3件	可
議案第30号	非農地証明について	4件	可
議案第31号	基盤強化促進法に基づく利用権設定について	1件	可
議案第32号	農業振興地域整備計画の一部変更について	1件	可



前田貞夫農業委員と利用権の相談
7/17



山内典貴農業委員と琉球大学の先生を
交えて新規就農相談 8/3

各申請の調査 (8/11~8/13)

田嘉里	玉城等委員	喜如嘉	前田貞夫会長
饒波	米須章委員	根路銘	宮城保幸委員
上原	宮城保幸委員	根路銘	山内典貴委員



農業委員会活動風景



前田貞夫農業委員と農地の相談
7/17



沖縄県農業会議による
農業者年金説明会 8/12



農家さん紹介コーナー



指で弾いて太鼓の響きに似た音がするのが美味しいよ♪



・執行部 (8/18)
・総会 (8/25)



沖縄の行事

十五夜(ジュグヤ)と、お供え物ふちやぎをご紹介します♪



沖縄では十五夜に「フチャギ」という小豆をまぶした餅を火の神や仏壇に供えて、家庭の上半期の健康や仕事の成功の感謝を捧げます。また、豊年満作の祝い事でもあり、獅子舞、棒術、狂言などの盛大な村アシビや綱引きが行われる村もあります。



ふちやぎは、**沖縄県**で食される**菓子**の一種。餅粉に水を加え、こねて蒸したものに、塩茹でした**小豆**をまぶしつけたものです。形は小判型、もしくは俵型をしています。**旧暦の8月15日(十五夜)**に、豊作を祈願して**ヒメカン**(火の神)と仏壇、神棚に供えた後に食べる**縁起物**です。小豆には魔除けの意味合いがあり、小豆をつぶさずにまぶすことで当年の災難避けを祈願します。名前は**餅**ですが、沖縄県以外では蒸した**もち米**をついたものが**餅**であり、もち米の粉を練って蒸したものは**団子**と呼ばれます。そのため、ふちやぎは沖縄以外では**餅**より**団子**に相当します。

小豆の主な効能効果

- ・「二日酔いに小豆の汁」も有効であることが認められています。
- ・小豆にはポリフェノールが豊富で、赤ワインを超える含有量であると言われています。
- ・美白作用、血行促進作用による冷え性改善や代謝アップ効果があります。
- ・むくみ解消する効果のある食材は、体を冷やすものが多いですが、小豆は体を温める食材です。

今月ご紹介する農家さんは、真喜志 条治さん 渚さんご家族です。
栽培：パインアップル 品種：ジュリオスター ゴールドバレル他3種類
面積：約1,000坪余り

条治さんと渚さんは、愛知県で知り合い結婚。条治さんは車の大手会社、渚さんはCADで設計する仕事をしていたそうです。

子供の頃から畑を手伝っていた事もあり、後継者として6年前に、ご夫婦で沖縄に帰って来ました。(渚さん、沖縄の日差しは強いですが大丈夫ですか?)

取材の日は、夏休みだったので長女の光栄ちゃんが、お手伝いをしながら一緒に案内してくれました♪(弟の陸杜くんは保育園です)

沖縄県農業研究センターで担当した、パインの栽培管理の仕事の経験を活かし、現在は5種類のパイナップルを耕作中。来年は、旧盆用のパイナップルが生産出来るようにしたいとご夫婦で畑を拡張しています。

台風とカラス・コウモリに悩まされていますが、これからはタンカン等の柑橘にも力を入れていきたい。そのタンカンで奥さんが、ジャムやオレンジットを作りたいと次の構想を話してくれました。私もオレンジットが大好きなので、早く実現して下さいね!とお願いしちやいました♪

パインアップルの主な販売先は、名護のJAファーマーズです。

★推薦者：真喜志 豊農業委員

パインアップルの花と一緒に♡



農地パトロール

全国農業新聞からのご紹介で



機構活用へ意向確認の徹底を

今年も8月から全国統一の「農地パトロール月間」がスタートした。11月までの4か月間にわたり、全国各地で農業委員と事務局職員が管内すべての農地を巡回し、遊休農地や違反転用などの指導を徹底する。

遊休農地の解消と有効利用が喫緊の課題となる中で、昨年度には、改正農地法が施行され、農業委員会は農地パトロールを実施した後に「遊休農地」と「遊休化のおそれのある農地」の所有者などに今後の利用意向を確認し、農地中間管理機構の活用などを通じて、農地集積につなげていくことになった。

そのため、意向調査では「農地中間管理機構に貸し付ける」や「農地利用集積円滑化事業により受け手を探してもうらう」など、書面また対面の聞き取りで所有者の意向を確認することになっている。しかし、農地中間管理機構における初年度の実績は、目標の2割となった。機構の積極的な活用を促すためにも、農業委員会による意向確認の取り組みを徹底しなければならぬ。

また、農地パトロールの結果、農地に再生することとが著しく困難な農地は、農業委員会で現地確認や農地性を考慮し、「非農地判断」を行うことも重要だ。一方で非農地としない「守るべき農地」については、人・農地プランに位置付けるなど、担い手への農地利用・集積に努めたい。

マスコミへの情報提供も重要だ。農地の確保・利用について地域住民の意識を高め、違反転用対策や農業委員会活動の「見える化」につなげるためだ。また、農業委員会だよりや市町村広報紙での告知、不在村の農地所有者への連絡により、自発的な草刈りなども期待出来る。

農地パトロール月間の取り組みを契機に、農業委員だけでなく、農地所有者、ひいては地域住民一人ひとりの農地を守り活かす機運がたかまることを期待したい。

(全国農業新聞「主張」より掲載)

H27年8月7日(金)

